住生活基本計画(全国計画)

平成23年3月15日

はじめに …1

第1	1 2 3	售	主宅の位置 豊かな住生	での確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方式づけと住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の活を実現するための条件 で定の確保及び向上の促進に関する施策についての横断的視	意義
目目目		基 1 信 6 6 6 6 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	お い 安生生炭動住多存来様 な全活活素・宅様住にな 施・のの社利のな宅わ居 策安安安会用適居がた住	その確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のため にいて豊かな住生活を支える生活環境の構築 全を確保する住宅及び居住環境の整備 に心を支えるサービスが提供される環境の整備 に向けた住まいと住まい方の提案 の円滑化と美しい街並み・景観の形成 正な管理及び再生 にニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備 に別活用される市場の整備 に別活用される市場の整備 に別活用される市場の整備 に別活用される良質なストックの形成 ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消 にに特に配慮を要する者の居住の安定の確保	に必要 … 5
第3	1 2	基	基本的な考	おける住宅の供給等及び住宅地の供給の促進 まえ方 は等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の設定	1 4
第 4	1 2 3	信耳	主生活に関	三の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な 引わるすべての主体の連携及び協力 の実施及び計画の見直し の充実等	な推進 …16
別紙	1	信	主宅性能水	、 注	1 8

... 2 0

 $\cdots 2 2$

 $\cdots 23$

 $\cdots 24$

別紙2 居住環境水準

別紙3 誘導居住面積水準

別紙4 最低居住面積水準

別紙5 公営住宅の供給の目標量の設定の考え方

住生活基本計画(全国計画)

住生活基本法(平成18年法律第61号)第15条第1項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を、平成23年度から平成32年度までを計画期間として、次のとおり定める。

はじめに

平成18年に制定された住生活基本法は、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、 健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への本 格的な転換を図る道筋を示したものである。以来、同法に基づき策定された住生活基 本計画に基づき施策を推進しているが、住宅の質の面では、依然耐震性能を満たさな いストックが多く存在するなど未だ不十分な状況にあることに加えて、建築後相当の 年数を経たマンションが増加するなど住宅ストックの適正な管理と再生が大きな課題 となっている。さらに、人口規模の大きい団塊の世代等が高齢化し、単身又は夫婦の みの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係 る福祉サービス等の一体的な供給が要請される一方、地球温暖化対策に関連して、住 宅の省エネ性能の向上と併せて低炭素社会の実現に向けた住まい方が求められるな ど、住生活の充実に向け、ハード面と併せたソフト面での充実が必要とされている。 また、住宅市場においては、人口減少や近い将来直面する世帯数の減少、厳しい雇 用・所得環境を背景に、新築住宅市場が転換期を迎え、他方で、既存住宅流通市場は、 住宅の性能等に関する情報不足など、消費者の不安を解消するには不十分な状況にあ り、市場の環境整備が喫緊の課題となっている。併せて、住宅困窮者が多様化する中 で、住生活の分野において憲法第25条の趣旨が具体化されるよう、公平かつ的確な 住宅セーフティネットの確保を図っていくことが求められている。

このような状況を踏まえ、今後の住宅政策の展開に当たっては、住生活基本法に掲げられた基本理念にのっとり、ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図っていくことが必要である。

本計画は、住生活基本法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、それを推進していくための基本的な計画として、同法に基づき策定するものであり、政府は、本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本計画に基づく施策を定期的に評価・分析し、今後の施策展開に反映していくこととする。

第1 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

1 住宅の位置づけと住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の意義

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であるとともに、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもある。また、住宅は、都市や街並みの重要な構成要素であり、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で社会的性格を有するものである。

このように、住宅は、個人の私的生活の場であるだけでなく、豊かな地域社会を 形成する上で重要な要素であり、個人がいきいきと躍動し、活力・魅力があふれる 社会の礎として位置づけることができる。

よって、そこで営まれる国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策は、社会の持続的発展及び安定を図る上で極めて重要な意義を有するものであり、総合的かつ計画的に推進されなければならない。

その際、国民の居住ニーズが多様化・高度化していることを踏まえれば、豊かな住生活は、人々のニーズが反映される市場において、一人一人が自ら努力することを通じて実現されることを基本とすべきである。このため、国及び地方公共団体の役割は、市場が円滑かつ適切に機能するための環境を整備するとともに、市場に委ねていては適切な資源配分が確保できない場合にその誘導・補完を行うことにある。

2 豊かな住生活を実現するための条件

右肩上がりの経済成長の時代が終焉を迎え、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来が現実のものとなってきた我が国において、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策は、国民一人一人が真に豊かさを実感でき、世界に誇れる魅力ある住生活を実現するために推進されなければならない。

豊かな住生活は、国民一人一人の価値観、ライフスタイルやライフステージに応じて異なるため、施策の推進によって実現すべき国民の豊かな住生活の姿について一概に論じることはできないが、その実現のためには、1で述べた住宅の社会的性格も踏まえ、

- ・国民の多様な居住ニーズを満たす安全・安心で良質な住宅を適時・適切に選択で きる住宅市場の形成
- ・住生活の安心を支えるサービスが提供され、美しい街並み・景観が形成されるな ど、住宅と周辺環境が相まって形作る、豊かな住生活を支える生活環境の構築
- ・市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対する住宅セーフティネットの構築

が必要である。

3 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての横断的視点

1及び2を踏まえ、以下の(1)から(5)までの横断的な視点を基本として、第2に 掲げる目標の達成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

(1) ストック重視の施策展開

住宅のストックが量的に充足し、環境問題や資源・エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要である。このような観点から、既存住宅ストック及び将来にわたり活用される新規に供給される住宅ストックの質を高めるとともに、適切に維持管理されたストックが市場において循環利用される環境を整備することを重視した施策を展開する。

(2) 市場重視の施策展開

多様化・高度化する国民の居住ニーズに的確に対応するには、市場による対応 が最も効果的である。このため、市場における適正な取引を阻害する要因を除去 し、その機能が適切に発揮される健全な市場の形成を図るとともに、住宅関連事 業者に比べて専門的知識や経験の少ない消費者の利益の擁護及び増進を図ること に留意しつつ、市場における法令の遵守を徹底し、モラルの醸成を図りつつ、可 能な限り市場機能の活用を図ることを重視した施策を展開する。特に、住宅スト ックが世帯数を大きく上回る中で、国民がその負担能力に応じ、無理のない負担 でニーズに応じた住まいが確保できるよう、既存住宅流通市場の整備や住み替え を行いやすい環境の整備のための施策を展開する。

(3) 効果的・効率的な施策展開

本計画に基づく施策の推進に当たっては、財政支援に依存することなく民間の知恵と資金を最大限に活用することを基本とする。また、効果的かつ効率的に施策を推進するため、生命、財産に及ぼす影響の大きさ、健康で文化的な生活の確保の必要性などから、国民の住生活の安定を確保するために必要な施策、環境負荷の低減に貢献する等の効果を有する施策等に重点を置いた施策を展開する。

さらに、高い生産誘発機能を有する住宅投資による内需拡大効果を最大限発揮するため、環境対応、高齢者対応等の成長分野への投資を重視した施策を展開する。

(4) 豊かな住生活を実現するための他分野との連携による総合的な施策展開

1及び2で述べたとおり、住宅は国民が人生の大半を過ごす基盤であり、その生活にとって欠くことのできないものである。このような住宅において営まれる住生活を豊かなものとするため、居住ニーズを踏まえたソフト面の施策の充実が一層求められている中、安全と安心をもたらす地域の防災分野、医療・介護サービス、子育て支援サービス等の福祉分野や、良好な街並みや景観を形成するまちづくり分野、低炭素社会に向けた住まいと住まい方を提案する環境・エネルギー

分野等の国民生活に深く関わる施策分野との密接な連携を一層進めることにより、総合的に施策を展開する。

(5) 地域の実情を踏まえたきめ細かな施策展開

地域の自然、歴史、文化その他社会経済の特性に応じた多様な居住ニーズに的確に対応するためには、地域の実情を最もよく把握している地方公共団体が主役となって、総合的かつきめ細かな施策展開が図られることが必要である。このため、国が施策を実施するに当たっては、地方公共団体による整備に関する計画、方針等、地域の状況を十分踏まえるとともに、地方公共団体による施策の実施を支援する。また、従来にも増して地域に密着した施策展開を図る観点から、地方公共団体とまちづくり等に主体的に取り組む地域住民の団体、NPO、民間事業者等、「新しい公共」の担い手となる多様な主体との連携の促進を図る。

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策

以上の基本的な方針に基づき、次のとおり、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標を設定し、その達成のために必要と認められる基本的な施策をここに掲げ、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

以下では4つの分野ごとに施策を掲げたが、これらの分野を横断する施策として、 国民一人一人が、住宅の品質又は性能やその維持管理、リフォーム等に関する必要な 知識を有し、市場において適切な選択を行うとともに、地域における良好な居住環境 の形成に関して積極的な役割を果たしていくこと等が可能となるよう、住生活の向上 についての国民意識の高揚や人権の尊重等に関する教育活動、広報活動等を推進する。

目標1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の住宅の品質 又は性能の維持及び向上と安全・安心で豊かさを実感できる居住環境の整備を進め るとともに、住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の実現を図る。これ により、安全・安心で、かつ、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、住 民が誇りと愛着を持つことができる、豊かな住生活を支える生活環境の構築を目指 す。

① 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備

大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、 安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。

【指標】(注)

[基礎的な安全性の確保]

・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率

[79% (平20) \rightarrow 95% (平32)]

・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

【約6,000ha (平22) →おおむね解消 (平32)】

- ・安全・安心な居住環境の整備に関係する宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策 及び津波・高潮対策に関する指標(社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号) に基づく社会資本整備重点計画において設定されている指標に同じ)
- (注)指標は、目標の主な事項について、その達成状況を定量的に測定するために設定しているものであり、他の目標と関連する指標もあるが、関連の深い目標の箇所に記載している(以下同じ。)。

- 耐震性、防火性及び採光性の確保、化学物質等による室内汚染の防止等、住宅の 基本的な品質又は性能を確保するため、建築規制を的確に運用する。
- 住宅の耐震化を徹底するため、地方公共団体と連携した支援制度の整備、技術者の派遣・育成、相談体制の整備等により耐震診断、耐震改修、建替え等を促進する。また、犯罪の危険性に備え、住宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。
- 延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防環境等の地域特性を踏まえた対策、道路幅員等に関する建築基準法上の緩和措置の活用等により密集市街地の整備を促進する。また、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進する。
- 住宅市街地における交通事故の防止及び防犯性の向上を図る。また、騒音、大気 汚染等による居住環境の阻害を防止する。

② 住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備

高齢者や障害者が安心して暮らすことができるサービスや、子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができるサービスなど、住生活の安心を支えるサービスが地域において提供され、こうしたサービスをニーズに応じて受けることができるための環境の整備を図る。

【指標】

[高齢者の安定した住まいの確保]

・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

 $[0.9\%(\text{$\pi$17})\rightarrow 3\sim 5\% (\text{π32})]$

[地域における福祉拠点等の構築]

・生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合

 $[16\% \ (\mbox{$\pi$21}) \rightarrow 25\% \ (\mbox{π32})]$

【基本的な施策】

- 医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス 付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。
- ライフステージに応じた住み替えの促進を図るため、住み替え時の金銭負担の軽減等を図るリバースモーゲージの普及の促進等を行う。
- 高齢者、障害者、子育て世帯等(以下「高齢者等」という。)の地域における福祉拠点等を構築するため、公的賃貸住宅団地等において、民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を促進する。
- 公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を通じて、高齢者を はじめとする居住者の生活の利便性の向上を図る。

③ 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案

家庭部門のC02削減を図るため、住宅の省エネルギー性能の向上とエネルギーの使用の合理化を進めるとともに、低炭素社会の実現に向けた住まいと住まい方の普及・啓発、地域材の利用の促進等を図る。

【指標】

「環境問題への対応]

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準 (平成11年基準)達成率 【42%(注) $\rightarrow100\%$ (平32)】
- (注) 平成22年4月から9月までの数値。

【基本的な施策】

- 住宅ストックのおおむね半数について二重サッシ等の省エネルギ―対策を講じる ことを見据えて、地域性や住宅の構造等を考慮した新築住宅の省エネ基準への適合 義務化や誘導水準の導入、既存住宅の省エネリフォームの促進等を図る。
- 住宅の省エネルギー性能等のラベリング等による「見える化」の促進、低炭素社 会に向けた住まいと住まい方に関する啓発・広報等を行う。
- 住宅及び住宅市街地の総合的な環境性能を評価する仕組みの普及や住宅のライフサイクルを通じたC02排出量の低減、再生建材の利用の促進や住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減及び適正処理を図る。
- 既存住宅の省エネルギー性能の向上のため、簡便な省エネルギー設計・施工技術 の開発、普及等を促進する。
- 森林吸収源対策として、間伐材を含む地域材を活用した住宅生産技術の開発及び 普及の促進や消費者等に対する地域材の活用に関する普及啓発等により、住宅の新 築及びリフォーム等の際の地域材利用を促進する。

④ 移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。併せて、将来にわたる持続可能なバランスのとれたコミュニティの維持、形成等を促進する。

【指標】

[ユニバーサルデザイン化の推進]

・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅 ストックの比率 【16% (平20) →28% (平32) 】

[良好な景観の形成]

・良好な景観の形成に関する指標(社会資本整備重点計画法に基づく社会資本整備 重点計画において設定されている指標に同じ。)

【基本的な施策】

- 住宅及び住宅市街地のユニバーサルデザイン化を促進する。
- 高齢者等の利便性の向上の観点を踏まえつつ、都心居住や街なか居住、中心市街 地の活性化等を促進する。
- 景観計画、景観協定、地区計画、建築協定等の規制誘導手法の活用が図られるための支援や普及啓発、面整備事業の促進等を行う。
- 良好な居住環境の形成に向けて、住民が住宅地のマネージメント活動に主体的に 取り組むための環境整備を行う。

目標2 住宅の適正な管理及び再生

住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建設後相当の年数を 経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再 生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。

【指標】

「住宅を長く大切に使う社会の実現」

・リフォーム(注)実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

【3.5% (平 $16\sim20$ 平均) $\rightarrow6\%$ (平32)】

「マンションの適正な維持管理]

- 1) ストック
 - ・25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション 管理組合の割合 【37%(平20)→70%(平32)】
- 2) フロー
 - ・新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マン ション管理組合の割合 【51% (平20) →おおむね100% (平32)】
- (注) リフォーム: 増改築、修繕又は模様替のいずれかを行うこと

- 戸建住宅を含む住宅ストックについて、維持管理に関する情報の蓄積及び計画的 な維持管理方法に関するガイドラインの普及等による居住者による管理体制の充実 等、適切な維持管理やリフォームが行われるための環境整備を行う。
- 分譲マンションについて、規模や居住形態等に応じて適正に管理を行うための枠 組みづくりや相談体制の整備等を行うとともに、エレベーター等の安全管理を含む 適切な長期修繕計画の策定及び修繕積立金額の設定等により適切な維持修繕を促進 する。また、老朽化した分譲マンションの再生を促進するため、改修・建替えに当 たっての支援や課題の解決を図る。
- 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづく りを進めるとともに、民間賃貸住宅の活用を図るためのリフォームの促進等を図る。

目標3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

国民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じ、また、高齢者や障害者がその身体機能の特性等に応じた住宅を、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指す。

特に、良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され、その流通が円滑に行われるとともに、国民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチが解消される循環型の住宅市場の実現を目指す。

① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備

既存住宅流通市場及びリフォーム市場に関する情報不足等による消費者の不安を解消し、併せて、合理的な価格査定を促進すること等により、既存住宅の活用を図る。

【指標】

「循環型市場の形成]

・既存住宅の流通シェア (既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する 割合) 【14%(平20)→25%(平32)】

「リフォーム市場の整備】

- ・リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数 に占める割合 $[0.2\%(注) \rightarrow 10\%(平32)]$
- (注) 平成22年4月から12月までの数値。

- 既存住宅の取引に際し、住宅の品質、性能等に関する情報や住宅関連事業者等に 関する情報をインターネット等の活用を含め適切に取得できるようにするととも に、市場における住宅取引のルールの徹底を図る。また、既存住宅の購入又はリフ ォームをしようとする者等が専門的・中立的な立場から助言を受けられるための環 境整備を行う。
- 取引時やリフォーム時における建物検査(インスペクション)と一体となった瑕疵担保責任保険の活用や住宅履歴情報の蓄積を促進するなど消費者の不安等の解消を図るための環境整備を行う。また、増改築を行う既存住宅を長期優良住宅として認定するために必要な評価手法等を整備する。
- 既存住宅の管理状況等を考慮した合理的な価格査定及び管理状況や不動産の個別の取引価格に関する情報提供並びに地方定住の促進に資する郊外・田園居住や二地域居住等の実現に向けた情報提供等を促進する。
- 消費者によるリフォームを行う事業者の選択を支援するための情報提供の促進や 多様な業種が参画する市場環境の整備を行う。また、リフォーム技術の開発や地域 の工務店等のリフォーム技術の向上の促進、構造躯体(スケルトン)を活かした内 装、設備、間取り(インフィル)等のリフォームによる住宅の質の向上に関する普 及啓発や、老朽化した共同住宅に係る検査・改修技術等の開発・向上及び普及等を 行う。

② 将来にわたり活用される良質なストックの形成

住宅性能表示制度の活用の促進や長期優良住宅、木造住宅の供給の促進等により、現在の住生活を豊かにするとともに将来の有効活用を見据えた良質なストックの形成を図る。

【指標】

[住宅を長く大切に使う社会の実現]

- ・住宅の利活用期間
 - 1) 滅失住宅の平均築後年数

【約27年(平20)→約40年(平32)】

2)住宅の滅失率(5年間に滅失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合)

【約7%(平15~20)→約6%(平27~32)】

・新築住宅における住宅性能表示の実施率

 $[19\%(\Xi 21) \rightarrow 50\%(\Xi 32)]$

・新築住宅における認定長期優良住宅の割合

 $[8.8\%(注)] \rightarrow 20\%(平32)$

(注)認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月から平成22年3月までの数値。

- 耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅について支援、認定制度及び基準の合理化等により普及の促進を図るとともに、住宅性能表示制度に係る手続の合理化、住宅を適切に維持管理し長く大切に使う意識の醸成等を行い、将来世代を見越した良質な住宅ストックの形成を促進する。
- 地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供給を促進する。また、 木造住宅に対する国民の高いニーズを踏まえ、木材が安定的に供給されるための加 工・流通体制の整備等を推進するとともに、木造住宅の設計者、技能者等の育成、 部材・工法等の技術開発、伝統的な技術の継承・発展、生産体制の整備等により、 将来にわたり活用される木造住宅の供給を促進する。
- 良質な住宅の生産・供給体制及び住宅の適正な管理体制を確立する観点から、技術開発、建材等の標準化等を推進する。

③ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消

国民が無理のない負担で居住ニーズに応じた住宅を確保することを促進するとともに、子育て世帯等の住み替えの促進や既存ストックの有効活用等による需給の不適合の解消により居住水準の向上を図る。

【指標】

[居住ニーズと住宅ストックの不適合の解消]

・子育て世帯(注)における誘導居住面積水準達成率

【全 国 : 40% (平20) $\rightarrow 50\%$ (平27)】 【大都市圏: 35% (平20) $\rightarrow 50\%$ (平32)】

(注) 子育て世帯:構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

【基本的な施策】

- 長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備、 税制上の措置、定期借地制度の活用の促進、定期借家制度の活用等による持家の賃 貸化を含めた良質な賃貸住宅の供給の促進を行う。
- 既存ストックを活用しつつ、高齢者等向けの賃貸住宅の供給や三世代同居・近居 への支援を行う。
- 賃貸住宅市場における標準ルールの普及等を通じて住宅に関するトラブルの未然 防止を図る。また、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争処理等、トラブル を円滑に処理するための仕組みの普及・充実を図る。
- 高齢者が有する比較的広い住宅を、子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用する ための住み替えに対する支援を行う。
- 空家の再生及び除却や情報提供等により空家の有効活用等を促進する。

目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。

【指標】

[居住の安定の確保]

· 最低居住面積水準未満率

【4.3%(平20)→早期に解消】

「高齢者等への配慮〕

・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率

一定のバリアフリー化(注1)

 $[37\% (\Psi 20) \rightarrow 75\% (\Psi 32)]$

うち、高度のバリアフリー化(注2)

 $[9.5\% (\Psi 20) \rightarrow 25\% (\Psi 32)]$

(注1) 一定のバリアフリー化:2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当

(注2) 高度のバリアフリー化:2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能

な廊下幅のいずれにも該当

【基本的な施策】

- 市場において自力では適正な水準の住宅を確保することのできない低額所得者等に対して、公平かつ的確に公営住宅を供給する。このため、国民所得や住宅市場の動向等を踏まえつつ、公営住宅の家賃制度等について適切に見直しを行うなど施策の推進を図る。
- 住宅確保要配慮者がそれぞれの入居者の特性に応じて、適切な住宅を確保できるよう、公的賃貸住宅の供給を促進するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会に対する支援を行い、民間賃貸住宅に関する情報の提供や必要な相談体制の整備等を図る。
- 既存ストックの有効活用を図りつつ、公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、地域住宅協議会の活動等を通じて、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用やストック間の柔軟な利活用等を円滑に行う。
- 地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、必要な応急仮設住宅及び災害 を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給を行う。
- 高齢者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、 住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する。ま た、民間事業者等との協働により、公的賃貸住宅団地等の改修・建替えに併せた福 祉施設等の設置を促進する。

以上に掲げた1~4の目標を達成するために、

- 良質な住宅ストックを形成するための指針として、別紙1の住宅性能水準
- 良好な居住環境を形成するための指針として、別紙2の居住環境水準
- ライフスタイルや世帯人数等に応じた国民の多様な居住ニーズが適切に実現されることを目指す際に参考となる住戸規模として、別紙3の誘導居住面積水準
- 健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模として、別紙4の 最低居住面積水準

を定める。また、公営住宅の供給については、別紙5の公営住宅の供給の目標量の設定の考え方に基づき、都道府県が定める住生活基本計画(以下「都道府県計画」という。)において目標量を定め、計画的な実施を図る。

第3 大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進

1 基本的な考え方

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県、愛知県及び三重県並びに大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県からなる三大都市圏においては、団塊の世代等が急速に高齢化し、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の大幅な増加が見込まれる。また、長時間通勤の解消、居住水準の向上、密集市街地の改善等、大都市圏特有の課題を依然として抱えている。このため、国民の居住ニーズの多様化・高度化を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅地の供給を着実に進める必要がある。

その際には、三大都市圏においても、世帯数が減少に転じる地域もあることから、 地域毎の需要を見極め、郊外部の農地・山林等の新規開発による供給から、既に整備された公共施設を有効に活用しつつ既成市街地内における改修・建替え等の推進 や低・未利用地等の土地利用転換による供給を中心とする方向に転換していくこと が重要である。

具体的には、良好な居住環境の形成に配慮しながら、以下に示すとおり、地域の属性に応じた施策を推進する。その際、敷地の細分化等による居住環境の悪化を招くことがないよう、地域コミュニティにより良好な居住環境を維持・形成していくための仕組みを活用する等、供給の段階から適切な措置を講じる。また、地域の特性に応じ、生活支援施設等と住宅を一体的に整備するなど住生活の安心を支えるサービスが提供される環境を整備する。さらに、緑・景観にも配慮した安全でゆとりある住宅及び住宅地の供給を促進する観点から、優良な住宅地に関する情報提供を行う。

- (1) 都心の地域その他既成市街地内では、土地の有効・高度利用、既存の公共公益施設の有効活用、防災性の向上、職住近接の実現等の観点から、改修や建替え等を推進するとともに、良質な住宅・宅地ストックの流通や空家の有効利用を促進する。また、これらの地域内において低・未利用の状態にある工場跡地、埋立地等については、地域の居住ニーズを踏まえつつ、周辺環境、安全性等の面で住宅地としての利用に適するものについて、その有効・高度利用による住宅及び住宅地の供給を促進する。
- (2) 市街化区域内農地については、市街地内の貴重な緑地資源であることを十分に認識し、保全を視野に入れ、農地と住宅地が調和したまちづくりなど計画的な利用を図る。
- (3) 郊外型の新市街地開発については、既に着手している事業で、自然環境の保全に配慮され、将来にわたって地域の資産となる豊かな居住環境を備えた優良な市街地の形成が見込まれるものに限り促進する。

2 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の設定

三大都市圏に属する都府県にあっては、1の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの地域が抱える様々な課題の解消を図るため、都道府県計画において、住宅及び住宅地の需要を慎重に見極めつつ、大都市圏における圏域の中心部等への通勤・通学者の居住が想定される地域や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加が想定される地域の中から、住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域を設定し、地域の特性を踏まえた規制・誘導手法の活用、住宅及び住宅地の供給に関する事業の実施等の各種施策を集中的かつ総合的に実施する。

第4 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

1 住生活に関わるすべての主体の連携及び協力

本計画に基づく施策を推進していくためには、住生活基本法及び本計画をよりどころにしながら、国、地方公共団体のみならず、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、住宅関連事業者、居住者、保健医療サービス・福祉サービス提供者、さらには、地域住民の団体、NPOなど住生活に関わるすべての主体が相互に連携及び協力することが非常に重要である。

このため、国においては、引き続き、関係行政機関による「住生活安定向上施策推進会議」を活用し、これまで以上に緊密な連携・協働を図り、本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策の実施状況を毎年度とりまとめ、これら住生活に関わるすべての者に対して幅広く情報提供を行うこととする。また、住宅市場を通じた豊かな住生活の実現に向けて、時代のニーズを踏まえた地域の工務店等のリフォーム技術の向上や、住生活関連サービス等に関する新技術の導入等新たな産業展開の方向性について、住宅関連事業者等の参画の下構築するものとする。

地域における多様な居住ニーズに的確に対応した施策を展開していくに当たっては、地方公共団体の役割が従来にも増して大きくなってきており、今般の本計画の変更に当たっても都道府県の意見を聴取したところである。都道府県においては、本計画に即して都道府県計画を定めることとされているが、より地域に密着した行政主体である市町村においても施策の方向性を示す基本的な計画を策定することを促進することとし、必要な情報の提供などを通じて強力に支援する。その際、地方公共団体において、まちづくり施策、福祉施策等の住民生活に深く関わる施策分野との連携を図りながら、総合的な計画策定や施策の実施が可能となるよう、国の関係行政機関においても緊密な連携のもとに地方公共団体の取組を支援する。

2 政策評価の実施及び計画の見直し

住宅の「量」の確保から住生活の「質」の向上を図る施策への転換を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしながら本計画に基づく施策を機動的に見直していくため、目標の達成度を示す指標を用い、施策の効果について定期的な分析・評価を行う。

なお、本計画は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格にかんがみ長期的な目標を提示する観点から、10年間を計画期間として定めるものであるが、今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行う。

3 統計調査の充実等

本計画に基づく施策を推進するとともに、その効果を的確に分析・評価し、新たな施策の企画・立案に反映させるため、住宅ストックの現状、住宅関係市場の状況等を継続的に把握することとし、そのための重要な手段である統計調査についても、本計画に基づく施策に対応して、所要の見直し・拡充を行う。

特に、目標の達成度を示す指標については、統計調査により得られるデータに限 界があること等の課題があるため、指標の充実が図られるよう、引き続き必要なデータの充実等を進める。また、行政が市場の歪みや課題の発生を観測し、要因の分析や対応策の検討に資するものとして必要となる事項や、国民の住生活に関する意識・意向の状況についても施策選択の参考とすべきであるため、その把握に努める。

さらに、高齢化やライフスタイルの多様化に伴い居住形態が多様化していることや空家が増加していることを踏まえ、従来の統計調査では十分に実態が把握できていないハウスシェアリングやグループ居住等、単身の高齢者、若年者等が一つの住宅に共同で居住する新たな居住形態や空家の実態についても、その現状の把握に努める。

なお、統計調査の充実に際しては、個人情報保護意識の高まりに配慮しつつ、情報の収集・提供体制の強化を図るとともに、情報通信技術の進展等を踏まえ、地方公共団体や民間の統計調査の活用等を図る。また、地域の特性に応じたきめ細かな施策展開が可能となるよう、地方公共団体による地域の実態に即した統計調査の実施を促進する。

別紙 1 住宅性能水準

住宅性能水準は、居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるものであり、その内容は以下のとおりとする。

1 基本的機能

- (1) 居住室の構成等
 - ① 各居住室の構成及び規模は、個人のプライバシー、家庭の団らん、接客、余暇活動等に配慮して、適正な水準を確保する。ただし、都市部における共同住宅等において都市における利便性を考慮する場合は、個人のプライバシー、家庭の団らん等に配慮して、適正な水準を確保する。
 - ② 専用の台所その他の家事スペース、便所(原則として水洗便所)、洗面所及び浴室を確保する。ただし、適切な規模の共用の台所及び浴室を備えた場合は、各個室には専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所を確保すれば足りる。
 - ③ 世帯構成に対応した適正な規模の収納スペースを確保する。
- (2) 共同住宅における共同施設
 - ① 中高層住宅については、原則としてエレベーターを設置する。
 - ② バルコニー、玄関まわり、共用廊下等の適正な広さを確保する。
 - ③ 集会所、子供の遊び場等の設置及び駐車場の確保に努める。
 - ④ 自転車置場、ゴミ収集スペース等を確保する。

2 居住性能

(1) 耐震性等

想定される大規模地震・暴風等による荷重・外力に対し、構造躯体が倒壊等に 至らないように、耐震性能を含む構造強度について、適正な水準を確保する。

(2) 防火性

火災に対して安全であるように、延焼防止及び覚知・避難のしやすさについて、 適正な水準を確保する。

(3) 防犯性

外部からの侵入を防止するため、出入口や窓等の侵入防止対策等について、適 正な水準を確保する。

(4) 耐久性

長期の安定した居住を可能とする耐久性を有するように、構造躯体の劣化防止について、適正な水準を確保する。

(5) 維持管理等への配慮

設備配管等の維持管理・修繕等の容易性について、適正な水準を確保する。また、増改築、改装及び模様替えの容易性について、適正な水準を確保する。

(6) 断熱性等

快適な温熱環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、 気密性等について、適正な水準を確保する。また、住戸内の室温差が小さくなる よう、適正な水準を確保する。

(7) 室内空気環境

清浄な空気環境を保つため、内装材等からの化学物質、石綿等の汚染物質発生 防止、換気等について、適正な水準を確保する。

(8) 採光等

窓等の外壁の開口部からの採光等について、適正な水準を確保する。

(9) 遮音性

隣接住戸、上階住戸からの音等が日常生活に支障とならないように、居室の界 床及び界壁並びに外壁の開口部の遮音について、適正な水準を確保する。

(10) 高齢者等への配慮

加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも基本的にはそのまま住み続けることができるように、住戸内、共同住宅の共用部分等について、段差の解消、手すりの設置、廊下幅の確保、便所の配置等に関し、日常生活の安全性及び介助行為の容易性について、適正な水準を確保する。

(11) その他

家具等の転倒の防止、落下物の防止、ガス漏れ・燃焼排ガスによる事故の防止、防水性、設備等の使いやすさ等について、適正な水準を確保する。

3 外部性能

(1) 環境性能

自然エネルギーの利用、断熱性の向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用などエネルギーの使用の合理化、断熱材のノンフロン化等について、適切な水準を確保する。また、建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用、雨水・雑排水の処理・有効利用、敷地内の緑化等について、適切な水準を確保する。

(2) 外観等

外壁、屋根、門塀等の配置及びデザインの周辺との調和について、適切な水準 を確保する。

別紙2 居住環境水準

居住環境水準は、地域の実情に応じた良好な居住環境の確保のための指針となる ものであり、それぞれの項目が、地域における居住環境の現状、課題等を把握し、 整備、誘導等の方向性を示すための要素となる。

居住環境水準の内容は、以下のとおりとする。

1 居住環境水準の項目

- (1) 安全·安心
 - ① 地震・大規模な火災に対する安全性 地震による住宅の倒壊及び大規模な火災に対して安全であること。
 - ② 自然災害に対する安全性 津波、高潮、出水、がけの崩壊等の自然災害に対して安全であること。
 - ③ 日常生活の安全性 生活道路の安全な通行及び犯罪発生の防止に配慮されていること。
 - ④ 環境阻害の防止騒音、振動、大気汚染、悪臭等による居住環境の阻害がないこと。
- (2) 美しさ・豊かさ
 - ① 緑

緑等の自然を確保し、自然環境に関する快適性を享受することができること。

② 市街地の空間のゆとり・景観 住戸及び住棟の隣棟間隔、空地等を有し、日照、採光、眺望、プライバシー 等が立地条件等に応じて適切に確保されていること。また、地域の気候・風土、 歴史、文化等に即して、良好な景観を享受することができること。

- (3) 持続性
 - ① 良好なコミュニティ及び市街地の持続性 バランスのとれた地域の良好なコミュニティの維持、住宅の適切な建替え等 により良好な居住環境が維持できること。
 - ② 環境負荷への配慮 環境への負荷の低減に配慮したまちの構成であること。
- (4) 日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ
 - ① 高齢者、子育て世帯等の各種生活サービスへのアクセスのしやすさ 高齢者、子育て世帯等が日常生活を支える各種サービスに容易にアクセスで きること。
 - ② ユニバーサルデザイン 高齢者、障害者をはじめとする多様な者の円滑な移動の経路が確保されてい ること。

2 居住環境水準の指標

居住環境水準の指標は、地方公共団体において住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の方向性を示す基本的な計画を策定する際に、居住環境水準の項目について当該計画における目標として定めるための具体的な尺度となるもの

であり、居住環境水準の項目ごとに、次のとおり例示する。なお、地方公共団体は、地域の実情を踏まえ独自の指標を定めることができる。

項目	指標
(1) 安全・安心 ① 地震・大規模な火災に対する 安全性	・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積
② 自然災害に対する安全性	 ・地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模 盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合 ・土砂災害から保全される人口(急傾斜事業を含む)・洪水による氾濫から守られる区域の割合・中枢・拠点機能をもつ地域で床上浸水の恐れがある戸数・近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積
③ 日常生活の安全性	・地区内人口当たりの年間犯罪発生件数
④ 環境阻害の防止	・大気汚染に関する環境基準の達成状況・悪臭に関する規制基準等に適合しない事業場等の数・騒音に関する環境基準の達成状況・振動に関する規制基準等に適合しない事業場等の数
(2) 美しさ・豊かさ ① 緑	・地区面積に対する緑に覆われた面積の比率【緑被率】
② 市街地の空間のゆとり・景観	・狭小宅地率 ・良好な景観の形成・保全、ゆとりある敷地規模の確保等良 好な市街地環境の形成を図ることを目的とした地区の指定 比率
(3) 持続性 ① 良好なコミュニティ及び市街 地の持続性	• 空家率
② 環境負荷への配慮	・地区全体の人口に対する街なか区域(地域の実情に応じて設定した中心市街地を含む区域)内の人口比率【街なか居住比率】・通勤・通学における公共交通機関等利用率
(4) 日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ① 高齢者、子育て世帯等の各種生活サービスへのアクセスのしやすさ② ユニバーサルデザイン	・公共交通不便地域内の住宅の戸数又は面積の割合 ・高齢者の在宅介護を支援するサービス等福祉サービスの実 施体制の整備率 ・高齢者、障害者をはじめとする多様な者が日常生活又は社
	会生活において利用する施設相互間の生活関連経路を構成 する道路におけるユニバーサルデザイン化の実施率

別紙3 誘導居住面積水準

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

その面積(住戸専用面積・壁芯)は、別紙1の住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

- (1) 一般型誘導居住面積水準
 - ① 単身者 55㎡
 - ② 2人以上の世帯 25 m²×世帯人数+25 m²
- (2) 都市居住型誘導居住面積水準
 - ① 単身者 40㎡
 - ② 2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡
- 注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0. 5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
 - 2 世帯人数 (注1の適用がある場合には適用後の世帯人数) が4人を超える場合は、上記の 面積から5%を控除する。
 - 3 次の場合には、上記の面積によらないことができる。
 - ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
 - ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

別紙4 最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積(住戸専用面積・壁芯)は、別紙1の住宅性能水準の基本的機能を満た すことを前提に、以下のとおりとする。

- (1) 単身者 25 m²
- (2) 2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m²
- 注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0. 5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
 - 2 世帯人数 (注1の適用がある場合には適用後の世帯人数) が4人を超える場合は、上記の 面積から5%を控除する。
 - 3 次の場合には、上記の面積によらないことができる。
 - ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
 - ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

別紙5 公営住宅の供給の目標量の設定の考え方

地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を 緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。 このような考え方に立ち、計画期間内における都道府県の区域内における公営住 宅の供給の目標量については、以下の考え方によるものとする。

- 1 公営住宅の供給の目標量は、新規の建設及び買取りの戸数、建替えによる建替え 後の戸数、民間住宅等の借上げの戸数並びに既存公営住宅の空家募集の戸数を合計 した戸数とし、居住の安定の確保を図るべき世帯に対し必要な住宅供給を行う観点 から設定すること。なお、既存公営住宅の空家募集の戸数は、既存ストックを最大 限有効活用する観点から、割増家賃の徴収や明渡請求など収入超過者・高額所得者 対策の実施、世帯人数等に応じた住戸への住替えの促進、定期借家制度(期限付き 入居)の活用等、公営住宅の管理の適正化に配慮の上、設定すること。
- 2 当該都道府県の区域内における多様な住宅困窮者の居住の状況、民間賃貸住宅の 需給、家賃等の市場の状況等の住宅事情を分析し、これを踏まえて、市場において 自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれ、公的な 支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数を的確に把握すること。その上で、 当該世帯の居住の安定の確保のため必要な公営住宅の供給の目標量を設定するこ と。その際、公営住宅の供給を補完するため、区域内に存する公営住宅以外の公的 賃貸住宅ストックの状況等を勘案し、これらの公的賃貸住宅の活用等を図ること。
- 3 公営住宅の新規の建設、買取り、建替え、既存ストックの改良及び民間住宅等の借上げに当たっては、耐震性の確保はもとより、省エネルギー性能、バリアフリー対応、耐久性等の確保に努めるとともに、世帯人数や身体状況等に応じた規模及び設備を備えた公営住宅の供給に努めること。特に、老朽化した公営住宅のストックについては、中長期的な観点を踏まえ、計画的な建替えを行うとともに、耐震性等基本性能が確保されたものとして維持管理されるよう、個々のストックの状況に応じて、改良、修繕、維持補修等の措置を講ずること。